

# 新宮城県環境教育基本方針（案）

平成 28 年 11 月  
宮城県

## 目 次

### 第1章 基本方針策定の趣旨

1 方針策定の目的、改定の趣旨	1
2 方針の位置づけ、性格	2

### 第2章 将来像と計画期間

1 将来像	3
2 環境教育の基本理念	3
3 国の方針で掲げる環境保全のために求められる人間像、 環境教育がはぐくむべき能力等	4
4 環境教育等促進法に基づく行動計画としての計画期間	5

### 第3章 現状と課題

1 人材育成・活用にかかる現状と課題	5
2 環境教育施設等に関する現状と課題	6
3 各主体・場の取組における現状と課題	6
4 自発的な環境保全活動の実践に向けた現状と課題	7
5 環境教育の多様な課題への対応	8
6 環境教育プログラムの整備と体系化	8
7 東日本大震災後の環境意識とその取組の変化	8

### 第4章 環境教育推進の基本的な方向性

1 人材の育成・活用	9
2 環境教育施設等の充実	9
3 各主体・場の取組の推進	10
4 民間団体等との協働促進	11
5 関心から行動へと「つなぐ」ための取組推進	11
6 國際的視野での取組推進や多様な課題への対応	12
7 環境教育プログラム整備・体系化の推進	12

### 第5章 推進施策

1 中核人材の発掘と育成	12
2 人材を活用した環境教育の推進	13
3 中核的機能の強化	13
4 知事部局と教育委員会部局の連携による環境教育のさらなる充実	13
5 民間団体等交流機会の確保	14

6	情報の一元化・情報発信の強化	14
7	活動促進の仕組み・制度の充実	14
8	普及啓発事業の実施	15
9	多様な課題への対応	15
10	財政基盤の整備	16

## **第6章 推進体制**

1	行動計画の進捗状況と取組推進のための組織体制の整備	16
2	国、市町村等との連携・協働	16
3	行動計画についての評価、見直し	16

# 新宮城県環境教育基本方針（案）

## 第1章 基本方針策定の趣旨

### 1 方針策定の目的、改定の趣旨

#### (1) 環境教育の必要性

わたしたちは、地球を構成する一員として誕生し、自然環境の十分な恩恵を享受しながら、今日の快適な社会経済生活を築いてきました。一方でわたしたちは、急速な経済発展を成し遂げ、利便性・効率性を追求するあまり、自然環境に大きな影響を及ぼしてきたことを認識し、理解する必要があります。

いま、わたしたちは、地球温暖化、廃棄物の増加、自然環境の悪化等の環境問題に直面しています。限りある資源からつくられた様々なモノやエネルギー源を大切にしていかなければ、環境のもたらす恵みを永続的に享受できるものではありません。

また、絶滅のおそれのある生物の保護に心を配らない、動物を虐待する等、人間以外の生物のいのちを軽視するような出来事や、人と人とのかかわりの中でもいのちの尊重に欠けていると思われる事件が発生しています。生物多様性の観点を通じ、いのちを大切にする心を社会全体ではぐくんでいくことも必要となっています。

こうした問題に対して、わたしたちは日々の生活の中で、環境を理解し、意識を変革し、環境を守り、より良くするための行動を実践していく必要があります。また、「低炭素社会の形成」、「循環型社会の形成」、「自然共生社会の形成」、「安全で良好な生活環境の確保」を進めていくには、県民、学校、民間団体、事業者、行政など様々な主体が連携し、協働で取り組むことも求められます。そのためには、環境問題を考え、理解し、解決する能力を身につけた人材の育成に努め、環境保全活動の基盤を整備し、環境教育の普及・啓発に積極的に取り組んでいかなければならぬのです。

#### (2) 方針改定の趣旨・背景

平成3年3月に策定した宮城県環境教育基本方針は、平成18年3月に改定し、これまで「人づくり」「場づくり」「仕組みづくり」をキーワードとして各種環境教育施策を展開してきましたが、改定後の10年の間には、様々な出来事や変化がありました。

平成23年3月11日、これまで経験したことのない大震災（東日本大震災）が東北地方を襲いました。これに伴い停電や燃料油不足に陥ったほか、太平洋側の多くの発電所が停止、電力不足となり、エネルギーの重要性を痛感しました。また、これにより省エネを余儀なくされたほか、国で再生可能エネルギーの導入支援制度が導入されました。

また、地震・津波による動植物への直接的な影響に加え、復興事業に伴うエネルギー消費量の増加や沿岸部生態系への影響のほか、原子力発電所事故由来の放射性物質が付着した廃棄物等への対策が大きな課題となっています。

こうした東日本大震災の被害は、人々の間に自然環境や環境問題に対しても、大きな価値観

や意識の変化を与えました。

県では、宮城県環境基本条例第9条に基づき、「良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに県の施策の大綱を定める計画」として「宮城県環境基本計画」を期間満了に伴い新たに策定し、東日本大震災からの復興のための重点的な取組等を盛り込むとともに、環境教育基本方針の見直しについても位置づけました。

国においては、平成19年に政府が閣議決定した「21世紀環境立国戦略」では、持続可能な社会の実現に向けた重点戦略の一つとして、「環境を感じ、考え、行動する人づくり」を掲げており、それを具体化するために「21世紀環境教育プラン～いつでも(Anytime)、どこでも(Anywhere)、誰でも(Anyone)環境教育AAA（トリプルエー）プラン」が策定され、子どもから大人までのあらゆる年齢層に対し、家庭、学校、地域等のあらゆる場において、生涯にわたって質の高い環境教育・環境学習の機会を提供していくことが示されました。

また、平成15年7月に制定された「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（以下「環境保全活動・環境教育推進等促進法」という。）の改正法である「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（以下「環境教育等促進法」という。）が、平成23年6月に公布され、翌年10月より完全施行されました。改正法では、環境保全活動や環境教育の一層の推進と幅広い実践的人材づくり・活用を進めていくため、基本理念が充実されたほか法律名称が変更されるとともに、「地方自治体による推進の枠組みの具体化」「学校教育における環境教育の充実」「環境教育等の基盤強化」「環境行政への民間団体の参加及び協働取組の推進」等が新たに定められました。

このほか、国際的な動きとして、2002年（平成14年）12月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための教育（ESD）の10年」（略称DESD：“Decade of Education for Sustainable Development”）の後継プログラムとして「グローバル・アクション・プログラム（GAP）」が2014年（平成26年）11月の国連総会で採択され、ESDの取組の推進・拡大を目指し、持続可能な開発を加速するために、教育・学習の全ての段階と分野で行動を起こし強化することが全体目標として掲げられました。

「宮城県環境教育基本方針」は、東日本大震災からの復旧・復興による社会経済情勢の大きな変化や法改正等を踏まえるほか、これまでの基本方針で、その取組を掲げながら実現に至っていない事項について、その必要性を整理するなど、環境教育を効果的に推進するため、内容の改定を行うこととしました。

### （3）「環境教育」の定義

環境教育等促進法において、環境教育とは、「持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。」と定義されており、この方針ではこの定義を使用します。

## 2 方針の位置づけ、性格

環境教育等促進法では、地方自治体による環境教育等を推進するための枠組みの具体化の一つとして、環境教育等の推進に関する行動計画の作成を努力義務として規定しました。これを受けて、この方針を、同法の求める環境教育推進の行動計画として位置づけ、将来像や推進の基本的な方向性のみならず、今後10年間の具体的な推進施策についても掲載するものです。

また、この方針は、宮城県環境基本条例第18条に規定する「環境教育の振興等」を踏まえて実施されるものであるほか、宮城県環境基本計画で示されている低炭素社会の形成、循環型社会の形成など将来像を実現するための政策を推進する上ですべての基盤となる環境教育推進施策についての個別計画として位置づけるものです。

## 第2章 将来像と計画期間

### 1 将来像

本方針の将来像を以下のように設定します。これは、行動計画として最終年度に向けた目標であるとともに、その先も引き続き目指す中長期的な将来像です。

#### 持続可能な社会の実現に向けてすべての主体が行動する地域社会

環境教育等促進法第1条では、「持続可能な社会」とは「健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会」と規定しています。

また、宮城県環境基本計画では、環境の将来像の一つとして「持続可能な社会の実現に向けてすべての主体が行動する地域社会」を掲げています。

この将来像を、本方針の将来像として掲げ、環境教育を通じて、県民、学校、民間団体、事業者、行政など様々な主体が、本県特有の恵み豊かな自然環境が私たちの生活の基礎になっていることを認識するとともに、持続可能な社会の実現のためには、日常生活や事業活動によつて生じる環境への負荷を抑制することが不可欠であることを理解し、省エネルギー、省資源、自然環境への配慮などに自ら取り組み、行動する地域社会の形成を目指すこととします。

### 2 環境教育の基本理念

環境教育の推進に当たっては、この方針の原則となる基本理念を定めることとします。

#### (1) 環境問題を自らの問題としてとらえ、人間と環境とのかかわりを学ぶこと。

●私たちの日常生活や社会経済活動そのものが環境問題を引き起こしているという認識を深め、これらが環境に与える影響について、科学的、実証的視点から学ぶことが重要であるということ。

●自然を守る意義や自然が引き起こす災害への対応を学ぶことも環境教育の重要な役割であるということ。

●人間としての基礎的なニーズの充足を重視し、他方で浪費を退けるような新しい発展の道を実践し、世界全体で社会経済の持続性を高めていこうとする考え方が、環境教育上も重要であるということ。

#### (2) 環境がもたらす恵みといのちを大切に思う心をはぐくむこと。

- 多様な生物によってもたらされる恵み豊かな環境が人間の生存基盤として必要不可欠であり、物質的・精神的・学術的にも価値があるものとして大切に思うとともに、これらのいのちを尊ぶ気持ちをはぐくむことが重要であるということ。
- (3) **自発的な環境保全活動を通じ、地域環境ひいては地球環境をより良いものにしていくこと**
- 環境教育は、一人一人の自発的な意思から具体的な環境保全活動を実行に移すことが重要であり、それがひいては地域環境のみならず地球環境をも保全していく原動力になるということ。
- (4) **多様な主体の連携・協働の下、環境のもたらす恵みを将来世代へ引き継いでいくこと。**
- 「持続可能な社会」を実現するため、県民、民間団体、行政等の多様な主体が適切な役割分担を果たしながら、相互に連携・協働の下、将来にわたって環境を保全し、環境のもたらす恵みを将来世代にまで引き継いでいくことという長期的視点が重要であるということ。

### 3 国の方針で掲げる環境保全のために求められる人間像、環境教育がはぐくむべき能力等

平成24年6月26日に閣議決定された「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針（以下「国の方針」という。）」では、「環境保全のために求められる人間像」、「環境教育がはぐくむべき能力」、「環境教育に求められる要素」を掲げており、県が環境教育を推進していく上でも、これらの考え方を踏まえて取り組んでいく必要があります。

#### (1) 環境保全のために求められる人間像の例

- ・知識の習得にとどまらず、自ら考え、公正に判断し、主体的に行動し、成果を導き出すことのできる人間
- ・知識を得て理解した内容を他者に伝えることのできる人間
- ・他者と議論し、合意形成することのできる人間
- ・「人と自然」「人と人」「人と社会」のつながりやきずなを想像し、理解することのできる人間
- ・他者の痛みに共感し、共に働き、汗を流すとともに、協働することのできる人間
- ・理想とする社会像を自ら描き、それぞれの立場と役割で社会づくりを担っていくことのできる人間
- ・既成概念にとらわれず、新しい価値を創り出すことのできる人間

#### (2) 環境教育がはぐくむべき能力

##### ア 未来を創る能力

- ・社会経済の動向やその仕組みを横断的・包括的に見る力
- ・課題に気づき、想像し、推論する力
- ・課題を客観的・論理的に考え、合理的な判断や選択ができる力
- ・情報を収集し、分析する力
- ・課題解決のための計画を立てる力
- ・他者に共感し、意思疎通する力
- ・多様な視点や考え方を受容する力
- ・他者に働きかけ、共通理解を求め、協力して行動する力

- ・地域を創り、育てる力、新しい価値を生み出す力 等
- イ 環境保全のための力
  - ・地球規模及び身近な環境の変化に気づく力
  - ・資源の有限性や自然環境の不可逆性を理解する力
  - ・環境配慮行動をするための知識や技能
  - ・環境保全のために行動する力 等

### (3) 環境教育に求められる要素

- ・豊かな環境とその恵みを大切に思う心をはぐくむこと。
- ・いのちの大切さを学ぶこと。
- ・対話により、気づきを「引き出す」こと。
- ・人間と環境との関わり、環境に関連する人間と人間との関わり、その両方を学ぶこと。
- ・環境に関わる問題を科学的に捉え、客観的かつ公平な態度や判断力を養うこと。
- ・社会活動や企業活動が自然環境に及ぼす影響等を多面的に学ぶこと。
- ・自然体験、社会体験、生活体験等実体験を通じた様々な経験をする機会を設けること。
- ・地域を教材とし、より実践的に学ぶこと。

## 4 環境教育等促進法に基づく行動計画としての計画期間

この方針は、環境教育等促進法第8条第1項に基づいて宮城県の行動計画として位置づけることとし、その計画期間は10年間とします。

## 第3章 現状と課題

### 1 人材育成・活用にかかる現状と課題

- 学校教育現場における環境教育に特化した教職員向け研修プログラムは、平成19年度までありました、現在、整備されていない状況となっています。
- 学校教育現場における外部人材の活用については、学校のニーズに応えられるテーマ設定と年齢に応じてわかりやすく教えることのできる技能を有する講師陣の確保が求められています。しかし、こうした講師人材が必ずしも十分に確保されていません。
- 環境のもたらす恵みやいのちを大切にする心をはぐくんでいくためには、幼児期からの環境教育を推進していくことが重要であり、保育士や幼稚園教諭等が環境教育の指導者として育つ必要があります。しかし、保育士や幼稚園教諭に対する環境教育の研修等の取組は行われていません。
- 環境関連団体で特定分野に特化した活動をしている人材に対しては、それぞれの分野でのさらなる専門的知識、技能の習得に向けた機会の充実はもとより、幅広い視野、ネットワークを形成できるような研修機会等の充実が求められています。しかし、環境関連団体が相互に交流する機会が十分確保されていない状況となっています。
- 環境教育を推進するにあたって中核となる人材には、活動の場での参加者の自発的な行動を促したり（ファシリテーター）、調整やネットワークづくりを行える（コーディネーター）技

能が求められています。

## 2 環境教育施設等に関する現状と課題

- 「宮城県環境情報センター」について、旧方針において、環境教育支援の中核的施設として位置づけており、現在、環境関連教室等のイベント開催、環境資機材の貸し出しなどを行っています。しかし、「宮城県環境情報センター」は、東日本大震災の影響により、一時的に機能が停止していたこともあります。平成27年4月のリニューアルオープン後も、学校現場をはじめとしてその認知度がまだ低い状況にあります。
- 「宮城県環境情報センター」に加えて、県内には、「伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター」「蔵王野鳥の森自然観察センター」など県の自然観察系の環境教育施設や、「たまきさんサロン」「科学館」などの市町村の環境教育施設がありますが、これらが環境教育という視点での結びつきがない状況となっています。

## 3 各主体・場の取組における現状と課題

- 環境教育を推進する上で、家庭、地域、学校、職場、行政にはそれぞれにふさわしい役割が存在し、相互に協働・連携して取り組むことでより効果的な教育を行うことが必要です。
- 現在、各主体・場において優れた取組が実践されているものの、その事例が紹介される機会が少なく、各取組についての情報共有や各主体間の連携が十分行われていません。

### (県民)

- 県民は、環境問題への理解を深め、自らのライフスタイルを見直し、日常生活において環境配慮行動に取り組むことが重要です。
- 県民の多様な環境課題への関心の高まりが、必ずしも具体的な行動にはつながっていません。
- 県民は、ルール化されていない取組や経済的メリットのない取組については、積極的に実践しない傾向が認められます。

### (地域)

- 地域において、県民が環境保全活動に参加しやすい仕組みづくりを工夫し、併せて県民が環境保全活動の必要性や関心を持つ機会・きっかけを確保することが必要です。
- 地域が抱える環境問題の発見とその情報発信が十分でなく、問題意識の共有が図られていません。また、その問題を解決に結びつけられる人材が限られています。

### (学校)

- 小学校及び中学校をはじめとした教育機関には、子どもたちの発達段階に応じた環境教育を積極的に推進することが求められています。また、大学等の研究機関には、持続可能な社会づくりに向けて、諸分野にわたる研究を行うことや、各自の専門性を發揮し、社会をリードする人材の育成などが求められます。
- 教育機関及び研究機関は、県民、民間団体及び事業者等が、自主的に環境学習ができるよう、資機材やネットワーク等の基盤を整備するなど、地域の環境活動に対する支援も期待されます。
- 児童生徒に体験学習の機会や場を提供してくれるNPO等の民間団体・事業者との協力体制

が十分でなく、その調整などコーディネートが図れる人材が求められています。

- 教育現場においては、総合的な学習の時間を中心に、環境関連のテーマが取り上げられており、着実に実践されていますが、より効果的な環境教育の実践が求められます。

(民間団体)

- 環境活動に取り組む民間団体は、運営基盤の弱さ、高齢化・世代交代、情報発信力の弱さなどの問題を常に抱えており、活動を継続的に進めるのが難しい状態です。

(事業者)

- 事業者は、事業活動が及ぼす環境への影響を考慮し、環境負荷の低減に取り組むことが求められています。環境に配慮した商品、サービスの開発、提供をはじめ、省エネルギー機器の導入、環境マネジメントシステムの導入や、その一環として従業員の環境教育等を推進することも期待されます。また、CSRの観点から、積極的に自らの取組等の情報公開を進めるとともに、地域コミュニティの一員として、民間団体や行政等との連携を図り、地域の環境活動に積極的に協力・参加することが期待されます。

- 事業者における環境保全に対する取組については、コスト負担等の課題があげられます。

(県)

- 県には、県民、民間団体、事業者、教育機関及び市町村等が、自主的、積極的に取組を実施できるよう、情報提供や基盤整備などの支援が求められています。特に、環境配慮行動を促進するための制度の整備、人材の育成、効果的な普及啓発を行うほか、相互の調整及び連携の支援を行うことが求められています。

- 関係部局課室で構成する「環境教育連絡調整会議」が、東日本大震災以降、休止状態となっているなど、旧方針で掲げられた取組は十分には進んでいません。

(市町村)

- 市町村は、住民に最も近い行政として、地域の住民、民間団体等への支援及び活動の促進など、より効果的できめ細やかな支援を実施することが期待されています。また、住民、民間団体及び事業者等との連携を図りつつ、自然条件、社会的条件に応じた地域の環境保全を推進する役割を担うことも期待されます。また、自らも地域の消費者・事業者として、再生可能エネルギー等の導入や省エネルギーの取組、資源循環の取組などを率先して行うことが重要です。

#### 4 自発的な環境保全活動の実践に向けた現状と課題

- 環境教育を「関心を高める→理解の深化→参加する態度や問題解決能力の開発」というプロセスを通じて「具体的な行動」につなぐためには、県民の心の中に自発的な行動意思を芽生えさせることや「具体的な行動」への「きっかけ」づくりが重要です。
- 県民が環境保全活動への参加をためらう原因として、情報、時間的余裕、きっかけがないことが挙げられています。
- 環境問題解決に取り組むNPO等の民間団体の認知や広報力が弱く、県民が環境活動に安心して参加するきっかけを得にくい状況にあります。

## 5 環境教育の多様な課題への対応

- 環境教育は、地球温暖化防止対策、自然エネルギー等・省エネルギー対策、廃棄物・リサイクル対策、自然環境保全対策等の課題解決のために必要不可欠なものである一方、最近では、「国連 持続可能な開発のための教育の 10 年」等の国際的な要請を受けた課題への対応が必要となっています。
- 地球温暖化防止対策については、2015年（平成27年）12月に開催された COP21（気候変動枠組条約第21回締約国会議）で採択された2020年以降の新たな枠組みである「パリ協定」を踏まえ、国際的な要請に応えていく必要があります。省エネルギーをはじめとして、すべての主体の積極的な行動が求められているほか、環境負荷低減等が期待される水素エネルギーの普及拡大も必要です。
- 循環型社会の実現に向けては、東日本大震災以降、廃棄物等の3Rに関する意識・取組がやや停滞したことから、3Rの取り組み等をリスタートさせていくための普及啓発を行う必要があります。
- 自然環境保全については、生物多様性の保全と自然環境の再生を目指し、意識付けを図るとともに、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐための人づくり・地域（コミュニティー）づくりが必要です。
- 気仙沼市や白石市を中心にユネスコスクールの指定を受け、ESD（持続可能な開発のための教育）に取り組む学校が増えてきており、自然保護・環境保全など身近な環境問題に着目した学習が進められていることから、優れた取組を実践する学校を紹介する等、これから取り組もうとする学校や団体を後押しする取組が求められています。

## 6 環境教育プログラムの整備と体系化

- 環境教育は、一時的な知識、技術の習得、活用ではなく、県民の生涯にわたる生活に深く根を下ろすことに意味があります。このため、幼児期から高齢期に至るそれぞれのライフステージで、自然な形で必要な知識、習慣を身に付けられることが重要です。
- 環境教育プログラムの整備については、国の方針においてその体系化を念頭に置きつつ、効果的な環境教育プログラムの研究、開発を行うこととされていますが、現時点での整備がなされていません。

## 7 東日本大震災後の環境意識とその取組の変化

- 東日本大震災後、自然災害の恐ろしさだけでなく、沿岸域の自然環境の変化や放射性物質による新たな環境問題の発生などにより県民の環境に対する意識・関心・行動に変化が生じています。

### 第4章 環境教育推進の基本的な方向性

環境教育は、単に知識の習得にとどまるものとしてではなく、環境を保全し、より良い環境を築いていく自発的・具体的活動につなげていくものでなければなりません。また、この活動

の実践によって、活動者自身の理解が促進され、環境に配慮した生活、行動の規範の確立に寄与するものとなります。

この環境保全活動は、県民が自発的・具体的に行うものですが、県は、あらゆる場面で「人づくり」、「場づくり」、「仕組づくり」及びこれらをつなげる「連携基盤づくり」の観点で各種施策を推進していくことによって、県民が実施する環境保全活動を支援していきます。

## 1 人材の育成・活用

(1) 学校教育の場では、教職員が環境とその保全に関心を持ち、率先して環境に関する知識を習得し、「総合的な学習の時間」をはじめとした教育活動等を通じて環境教育を実践できる知識や能力を身に付ける必要があります。このため、指導内容や指導方法等に関する研修制度や専門講座等の充実を図ることにより、教職員の興味関心を喚起し、環境教育を実践するための知識習得や能力の向上を図ります。併せて、幼児期からの環境教育の推進のため、保育士や幼稚園教諭等の興味関心を喚起し、環境教育を実践するための知識習得や能力の向上に向けた取組の検討を行います。

(2) 社会教育の場では、社会教育主事をはじめとする教育関係者が、環境教育を担う人材を育成することが望まれています。今後、環境教育を担える能力形成を図っていくため、必要な研修等の機会の提供に努めます。

(3) 環境教育を効果的に推進するため、環境に関する知識が深く、環境保全に対する意欲に満ちた指導者の養成を図ります。特に、環境教育では、地域での出前講座等実践的な学習の機会や従来にも増して高度な内容の学習機会が求められる傾向にあることから、こうした要請にこたえる人材の育成・確保を図ります。また、実践の場での効果的な学習や様々な主体によるネットワークの形成を推進するため、ファシリテーターやコーディネーターの発掘・育成を図ります。

(4) 環境行政に携わる職員が率先して環境教育の実践を積み、中核となる人材として育つ必要があります。このため、職員の環境教育研修を制度化することに努め、国等が行う研修、シンポジウム、地域での環境活動等への積極的な参加を促します。

(5) 環境教育を担う人材が個々の分野に埋没することなく相互に連携して活動し、環境に関する知識についての理解を深め、活動の場を広げることができるよう、情報交換、研修会等の機会の提供を図ります。また、県民の環境学習や、民間団体・企業等での自主的な研修が活発に行われるよう、情報提供・人材の派遣等の支援を行います。

## 2 環境教育施設等の充実

### (1) 「宮城県環境情報センター」の充実

環境教育を効果的に推進するため、「宮城県環境情報センター」を環境学習の支援に関する拠点施設として位置づけ、施設とその機能の認知度向上を図るとともに、環境関連団体・学校等と連携し有効利用が図られる体制整備を図ります。また、利用者の学ぶ機会を広げるため、体験型学習機能を有する施設との連携強化を図るとともに、環境教育関連施設との適切な役割分担の下、拠点施設としての機能の充実を図ります。

## (2) 環境保全に関連する施設の活用・充実

環境保全にかかわる展示施設等のほか、省資源・省エネルギー、再生可能エネルギー、森林保全、環境緑化等の環境保全に関連する事業を実施している各種の施設を環境教育の推進に当たり効果的に活用するとともに、施設見学・体験学習等の教育的機能の付与及び内容の充実を図ります。

## 3 各主体・場の取組の推進

### (1) 家庭における推進方策

家庭は、未来を担う子どもたちが基礎的な生活習慣を身に付ける最も重要な場であるとともに、省エネ行動やごみの分別、3R等、地域社会における環境配慮行動の実践の場でもあります。

家庭に期待される役割は、環境に配慮した行動がとれる子どもたちをはぐくむことで、地域から環境配慮行動を推進することにあります。そのためにも、家庭において環境がもたらす恵みやそこではぐくまれる命の尊さを幼児期から伝えていくことが期待されるところです。

県は、環境配慮行動の具体例について情報提供を行う等の普及啓発を図るとともに、環境分野での学習機会の提供を推進します。

### (2) 地域における推進方策

環境問題に关心のある県民・事業者等が、地域で環境保全活動を実践できるよう、自然環境保全、再生可能エネルギー・省エネルギー、ごみ問題、リサイクル等の環境情報、さらには地域産業に関する情報の提供に努めるとともに、環境保全活動の具体例を提示・普及し、地域における取組を促進していきます。

さらに、自治会や市民グループ等の地域コミュニティやNPO等民間団体等が自主的に開設する学習機会に対して、講師の派遣、教材・情報の提供、広報等によって支援していきます。

### (3) 学校における推進方策

学校における環境教育の推進については、子どもたちの発達段階に応じ、環境への理解を深めることが重要であることから、小・中・高等学校を通じ、環境にかかわる指導内容の充実を図ります。その方策として、各教科や総合的な学習の時間等に、身近な諸問題に関連付けた環境教育を含めるほか、教科の枠を超えた横断的な学習活動を展開できるような学習計画の作成を推進します。併せて、自然体験をはじめとした体験活動や探求活動を重視した学習も推進します。

また、県では、これまで、平成3年度、平成4年度に環境教育副読本を作成・改定し、県内小学校へ環境教育の教材として提供したほか、平成15年度に「みやぎ環境学習プログラム」、平成16年度に「みやぎ環境学習ナビゲータ」を作成し、それぞれ小・中学校の教職員に対し、環境教育の手引書として提供してきました。今後、知事部局と教育委員会部局とが連携し、環境教育の一層の充実を図るために、教育現場のニーズ等を踏まえながら、本県の環境特性を踏まえた適切な教材の開発・提供等について、計画的に検討を行っていく必要があります。併せて、環境教育を効果的に推進するため、地域社会と連携した体験型学習を多く取り入れるほか、

教職員とNPOスタッフや自治体職員が共に学べる機会の充実を促進します。

#### (4) 民間団体における推進方策

地域の民間団体は、行政が携わりにくい身近な環境問題の解決や環境意識啓発などに取り組んでいるものの、運営基盤が十分安定しているとは必ずしも言えません。そのため、民間団体による活発な活動を維持できるようなさまざまな機会・資機材の提供や支援を推進します。また、民間団体が企画・運営する環境教育活動と小中学校などの教育機関での学習活動とが連携できるような支援を推進します。一方で、学校でのさまざまな教科学習において環境教育的側面が求められることから、カリキュラムを考慮して民間団体による学習活動等が企画、調整されたり、民間団体の講師力が養えるように支援していきます。

#### (5) 事業者における推進方策

事業者における環境教育を推進するためには、まず「環境方針」を立てるなど事業者としての態度を明文化するとともに、学習機会や環境配慮行動が研修や事業活動に組み入れられることが望まれます。グリーン購入の推進や、ISO14001 及びみちのく EMS 等の環境マネジメントシステムの導入促進を図ることで、動機付けを与えて、事業者の環境に配慮した取組を一層促進します。

#### (6) 環境教育における県の役割

環境教育における県の主要な役割は、多様な課題に対応し、県民の学習が容易にしかも効果的に行われるよう地域の実情に応じた必要な情報や機会を提供するとともに、環境保全活動の実践を促すための条件を整備する等、環境教育全般を支援することです。

県は、知事部局と教育委員会部局間の密接な連携を図るとともに、お互いの役割を分担しつつ連携・協働関係を形成しながら、継続的に環境教育を推進していきます。

### 4 民間団体等との協働促進

環境教育を実践している民間団体等の活動内容についての情報共有やネットワーク化を図る等により、活動範囲や機会の拡大とともに、その人材の活用を図り、協働の取組を促進します。

### 5 関心から行動へと「つなぐ」ための取組推進

#### (1) 環境配慮意識の向上とより良い環境づくりのための行動規範を確立する

環境に関する知識・理解を深化させたとしても、環境配慮意識に立脚した具体的行動が伴わなければ、環境をより良いものとすることは困難です。

私たちの日常生活では、たばこ・ごみのポイ捨てやごみを分別しない等の例が見受けられ、環境配慮意識が十分に形成されているとはいえない状況にあります。

環境配慮意識の一層の向上とより良い環境づくりのための行動規範の確立に向け、環境美化を促進する等の仕組みづくりを推進します。

#### (2) 県民の想いを「きっかけ」につなぐ

環境に対する興味・関心があっても、「きっかけ」がなければ、環境保全活動にはつながりません。県民が求める環境教育情報を容易に入手できる体制の整備を図り、県民の想いを環境保

全活動につなげる「きっかけ」づくりに努めます。

### (3) 環境保全活動の有益性を周知する

日々の生活において環境保全活動を実践していくことは、省エネによる経費節減や環境美化による生活環境の快適化、健康リスクの低減等、様々な有益性が認められます。こうした有益性について、様々な媒体を通じ、的確な情報提供を県民に対して行っていきます。特に、環境問題に関する最新の科学技術や知識を有する東北大学環境科学研究所や宮城教育大学など県内の学術団体との連携を図りながら、科学的理解を促します。

## 6 国際的視野での取組推進や多様な課題への対応

国連は、2005年（平成17年）からの10年間を「国連 持続可能な開発のための教育（ESD）の10年」と定めました。ESDは、それぞれの地域社会で、「持続可能な開発」の実現が可能となるよう、様々な関係機関が連携し、社会・環境・経済・文化のそれぞれの分野でわたしたちが直面している地球規模の諸課題に取り組み、その解決に向けた教育を推進していくものです。そして、平成17年6月29日に開催された国連大学／ユネスコ国際会議「グローバリゼーションと持続可能な未来のための教育」で、持続可能な開発への貢献を目指した地域の拠点として世界七つの地域が認定され、「仙台広域圏」（仙台、大崎市田尻、気仙沼、七ヶ宿及び白石の各地域）もその一つとなりました。「持続可能な開発のための教育」に向けたこのような取組が、今後一層広がっていくことが期待され、県としてもこれを支援していきます。

## 7 環境教育プログラム整備・体系化の推進

地球規模の環境問題を解決するためには、国際的に強調した地域での取組が必要となります。そのためには、県民をそうした地域からの環境保全活動へ促すプログラムを提供していく必要があります。国の環境教育プログラムの開発・整備の状況を踏まえながら、環境保全活動の一層の促進を図るため、環境教育に関連する情報を収集し県民へ提供するとともに、様々な世代に対し、継続して実施できるプログラム（体系化した計画や教材）の整備に努めます。

## 第5章 推進施策

### 1 中核人材の発掘と育成

- 知事部局と教育委員会部局が連携し、自治体や学校の新任職員研修制度や定例的に行われる研修制度に環境教育を積極的に導入するよう働き掛け、環境教育を推進する上で、地域の核となる人材育成を推進します。
- 環境教育を実践する教職員を対象とした研修会を実施し、実践に必要となる情報の提供や手法の学習、実践事例を踏まえたワークショップ等の機会を提供します。
- 県民の多様化・高度化する環境教育ニーズに対応できる人材育成のため、環境教育リーダーや宮城県地球温暖化防止活動推進員等を対象とした研修を充実・強化します。
- 環境分野で活躍する個人・NPO等民間団体等の情報把握に努め、環境教育推進の中核となる人材を発掘するとともに、これらの人々に対し、ファシリテーターーやコーディネーターの役

割を担える能力の開発を促進するため、様々な主体を対象とする研修会・ワークショップ等の機会を提供します。

## 2 人材を活用した環境教育の推進

- 県民の多様化・高度化する環境教育ニーズに柔軟な対応が可能となるよう、環境学習の場面で、環境教育リーダーや宮城県地球温暖化防止活動推進員等、環境分野の人材活用を推進します。
- 学校向けの環境教育に関する出前講座に当たっては、多様なニーズに対応し、小学生等向けにわかりやすい講義のできる講師を派遣できる制度を整備します。
- 民間団体等には、環境教育に資する活動を実施している団体が数多く存在することから、こうした団体等の活動内容について県民に対し周知を図るとともに、その人材の活用を積極的に図るための仕組みを整備します。
- 民間団体等が運営する環境教育プログラムに関する情報を収集整理し、学校教育現場等で活用できるプログラムを紹介する体制の整備を図ります。

## 3 中核的機能の強化

### (1) 「環境情報センター」の機能充実

「宮城県環境情報センター」は、環境学習支援の拠点施設として、県内の各主体が環境学習を行う際の支援体制と機能の充実を図っていきます。併せて、当該施設とその機能を周知するための広報活動を強化し、施設の利活用を促進します。

- 試験研究機関である保健環境センターに併設している立地を活かし、現場で環境分析を担う職員による知識の普及等、同センターと連携して、県民の環境教育ニーズや時代に合った環境学習の支援を行います。
- 環境教育ニーズに合った資機材の導入を進めるとともに、その貸出を通じ、環境調査・学習を行う団体や県民の支援を行うことで、問題解決型の人材育成を推進します。
- 環境教育推進の担い手となる民間団体等を支援するため環境教育活動スペースを提供します。
- 環境教育に関する情報提供機能の役割も担っていることから、環境教育に関する最新の情報や実践活動等を紹介する「環境情報センターだより」の充実等により、環境教育情報を積極的に発信していきます。
- 実践的な環境教育の場として期待される体験型学習機能を有する施設についての情報の一元化を図り、環境情報センターと体験型施設との効果的な連携のあり方を検討します。

### (2) 環境教育推進のための相談・調整機能の充実

- 環境教育を効果的に推進するため、環境教育を取り組む意欲のある県民、学校、NPO 等民間団体、事業者等からの相談対応と併せて、調整機能の充実を図ります。

## 4 知事部局と教育委員会部局の連携による環境教育のさらなる充実

- 知事部局と教育委員会部局が連携して、幼稚園（幼保連携型認定こども園等を含む。）、小学

校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の教育現場において、どのような環境教育ニーズがあるか、その把握が可能な体制整備に努めます。

●教育現場において環境教育を一層推進するために、どのような教育資機材等の提供が求められるのか等、知事部局と教育委員会部局間で継続的に話し合う場を確保し、その検討を行っていきます。

●幼児期から高齢期に至るそれぞれのライフステージで、必要な知識、習慣を身に付けられるよう、環境教育を促すプログラム（体系化した計画や教材、仕組みづくり）を県民に対し的確に提供していくため、国のプログラム開発・整備の状況を踏まえながら、知事部局及び教育委員会部局が連携して継続的に検討を行っていきます。

## 5 民間団体等交流機会の確保

●環境教育に資する取組を行っている民間団体等が、それぞれの活動内容を把握し、連携した活動を展開するため、活動内容の発表や相互に交流する機会を確保し、各主体における環境保全活動の協働の取組を促進します。

## 6 情報の一元化・情報発信の強化

●県民が環境保全活動を行うきっかけとして重要な情報となる、環境教育を実践している民間団体等の環境教育プログラムや環境関連イベントに関する情報、関連団体等の活動内容・優れた実践事例を紹介する情報、講師やコーディネーター等の人材に関する情報等を、「宮城県環境情報提供ポータルサイト」である「みやぎ環境ウェブ」等のICTを活用した方法や情報冊子を作成する等の手段を用いて、これらの情報の一元化を図ります。

●教育現場において、環境教育に関する情報が行き渡るよう、県庁内部の連携及び市町村（教育委員会）との連携により、情報発信機能の強化を図ります。

●体験型学習機能を有する施設を活用して活動を促進していくため、こうした環境教育施設の情報を、ホームページや冊子の作成等を通じて、県民に広く周知します。

●若年層への浸透を図るため、普及啓発に当たってはSNS等、同世代が情報を受け取りやすいツールの活用に努めます。

## 7 活動促進の仕組み・制度の充実

●県民・事業者が環境配慮行動を行う「みやぎe行動（eco do!）宣言」の普及啓発を図るとともに、宣言後の取組状況の報告と次年度の宣言を求め、その取組の継続的実践を促します。

●物品の購入等や役務の調達に当たって、その必要性を十分考慮し、物品等の環境情報又は事業者に関する環境情報を勘案して行う「グリーン購入」を促進するため、関係団体と連携して普及セミナーや施設見学会等を開催します。また、環境配慮事業者の登録条件として、県の物品調達優遇制度の対象となる事業者向け「みやぎe行動（eco do!）宣言」には、グリーン購入の項目を設定し、その取組を促進します。

●再生可能エネルギーの導入や省エネルギーに資する環境配慮機器等購入を支援することで、

県民及び事業者の環境配慮行動を促進します。

- 民間団体等において、環境教育を実践する取組への助成を行うことで、環境教育の担い手となる主体の活動を促進します。
- 県民や事業者の地球温暖化防止に対する意識の醸成、環境配慮行動の促進を図るため、優れた取組についての功績をたたえる表彰制度を拡充し、既存の国・その他の様々な表彰制度も含めて、その情報を広く発信することに努めます。

## 8 普及啓発事業の実施

- 環境教育の対象となるテーマは極めて多岐にわたり、かつ、質的にも学習の主体となる県民の年齢層や理解度によって、様々な啓発手段が必要となります。したがって、このような要請に可能な限り対応できるよう、学習する主体のニーズに対応した啓発手段を提供していくことが必要です。

このような観点から、各種普及イベント、研修会等を国・市町村・学校・NPO 等民間団体等との連携・協働の下、隨時開催するものとし、環境教育を実践する場・機会を充実します。

- 野外活動や体験学習を実施する場として、民間の土地やその所有者等が提供する自然体験活動プログラム等を活用する場合には、環境教育等促進法に基づいて、その安全確保に関する信頼性を適正に認定し、ホームページ等で周知を図ります。

## 9 多様な課題への対応

### (1) 学校等における E S D 等の取組推進

- 県内において取組が進んでいる ESD について、その取組がさらに広がるよう、その推進拠点としてユネスコスクールの指定を受けた学校の取組状況をホームページ等で紹介するとともに、学校版 EMS など新たな取組についても普及促進を図るほか、知事部局と教育委員会部局との連携の下、その取組の支援のあり方を検討します。

### (2) 再生可能エネルギーの活用や省エネルギー等による地球温暖化対策の推進

- 地球温暖化の原因である温室効果ガスの削減に向けて、うちエコ診断等を通じた省エネ等の家庭における取組や企業の環境配慮型経営の取組が促進されるよう、教材・情報提供等による普及啓発を図ります。

- 東日本大震災の経験を踏まえた、自立分散型エネルギーの確保や防災機能のあるエコタウン構築を含め、全県への再生可能エネルギー等の導入・省エネルギーの促進を図るため、エネルギー消費の現状や対策の必要性等の普及啓発を図ります。

- 燃料電池自動車に実際に触れる機会の確保等を通じて、水素エネルギーの有用性や安全性に対する理解を促進します。

### (3) 廃棄物等の 3 R 推進

- 工場等から排出される廃棄物を循環資源として活用する等廃棄物の発生抑制を目指すとともに、リサイクルを促進する 3 R 等の取組が増えてきており、情報提供等により、その普及啓発

を図ります。

- 県民が日常生活において、家庭における3R等の環境に配慮した取組を実践し、ライフスタイルとして定着できるよう、環境教育や普及啓発を推進します。

#### (4) 自然環境及び生物多様性の保全

- 東日本大震災により本県が有する自然環境（森林・里地里山・田園・湖沼・海洋等）が変容した地域があるものの、その後再生してきている箇所もあることから、豊かな自然環境を将来にわたって保全していくため、県民（家庭）、学校、民間団体、事業者、行政等が連携・協働し、自然環境保全活動を推進します。

- 生物多様性の保全等について普及啓発を図るとともに、希少種の保護・保全の必要性や特定外来生物が及ぼす影響等の普及啓発を図ります。

#### (5) 環境リスクに関する情報提供

- 騒音や大気・水質・土壤汚染、化学物質等を原因とする環境リスクに関する情報提供等による啓発に努めます。

### 10 財政基盤の整備

- 環境教育については、継続的かつ着実にその推進を図る必要があり、近年の環境教育に対する期待の高まりに対応するため、地域環境保全基金やみやぎ環境税等を活用し、推進に必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

## 第6章 推進体制

### 1 行動計画の進捗状況と取組推進のための組織体制の整備

行動計画の進捗状況を把握し、効果的な取組を継続的に展開するため、知事部局と教育委員会部局の関係各課の連携による組織として、「(仮称) 環境教育推進会議」を設置します。

### 2 国、市町村等との連携・協働

環境教育を総合的かつ効果的に推進していくため、国、都道府県や市町村との情報交換を密にするとともに、人材育成・研修機会の提供・各施策の実施等で、連携・協働を図り、環境教育を実効性あるものとして推進していきます。

市町村は、地域住民と身近に接し、きめ細かな行政サービスを実施できることから、環境教育の中核を担うことが期待されます。環境教育の推進にあたり、県は各市町村と連携しながら、その取組を支援します。

この場合、首長部局と教育委員会とが連携した組織を設置することが期待されます。

### 3 行動計画についての評価、見直し

この基本方針の策定後、概ね5年を目途として、取組内容や進捗状況等について評価し、その結果に基づき、改定等の必要な措置を講じます。

